

## 令和2年第2回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年2月28日(金) 午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

### 2. 会議構成人員(38名)

#### 出席農業委員(19名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員	17番	砂塚功	委員
18番	北野唯道	委員	19番	矢野正則	委員

#### 欠席農業委員(1名)

14番 齋藤茂 委員

#### 出席農地利用最適化推進委員(17名)

茂木一男	委員	高橋亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木實	委員
篠宮四郎	委員	齋藤一廣	委員
十文字正一	委員	深谷昭	委員
緑川喜文	委員	和知俊一	委員
鈴木滋夫	委員	穂積正	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員
梨本清太	委員		

#### 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。本日は何かとお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日、ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が12件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が31件、合わせて51件をご審議いただきます。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

第2回の総会に参加していただき、ありがとうございます。

また、せんだって2月12日に行われた県南西白河地方の研修会に参加いただきまして、ありがとうございます。

今、台風19号の復旧が3月、4月ということで、田んぼ、畑、水路等の復旧が始まっております。今後、どのような展開になるかはちょっとまだ分かりませんが、いろんな部分で皆さんから意見をいただきたいと思います。

それから、新型コロナウイルスということで、チラシが置いてありますが、自分たちは自分たちで守るということで、皆さんには自衛をお願いしたいと思います。

---

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、これから会議を開始いたします。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、根本一郎委員、4番、小松勝恵委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

14番、齋藤茂委員、推進委員、邊見敏文委員、推進委員、大戸文治委員の3名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。  
事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年2月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 それでは、事務局より説明をさせます。

事務局（三浦副主査） それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその12朗読】

以上、その1からその12までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

和知委員 表郷社地区担当推進委員の和知です。

この件につきまして、2月22日、根本一郎委員と譲渡人、譲受人と現場でお会いしまして、申請内容について間違いはないか聞いたところ、間違いはないとのことでした。問題点はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 東小野田地区担当の梨本です。

この件について、2月23日に富永委員と現地調査を行いました。その際に、譲渡人、譲受人にお話を聞きまして、申請内容に間違いなく、特に問題ないことを確認しました。審議をお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

梨本委員 同じく梨本です。

2月23日に富永委員と現地調査を行いました。その際に、譲渡人、譲受人にお話を聞いて、申請内容に間違いなく、特に問題ないということを確認しました。審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

穂積委員 表郷古閑地区担当の穂積です。

今回の申請について、去る2月22日、深谷委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。これは親子関係です。申請内容については間違いのないことでした。専業農家であり、譲受人も農業をやっているため、農地はきちんと管理されていました。また、確認する農地が多くて、深谷委員と2人でとても大変でした。今回の生前贈与による周辺農地への影響について、特に問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子地区担当の藤田です。

去る2月21日に、小松委員と譲渡人、譲受人の息子さんとお会いして申請内容を確認しました。申請内容には何の問題もないと思います。ご審議のほどをよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の十文字でございます。

今回の申請について、去る2月22日、小泉委員と現地調査を行いました。譲渡人は仕事で、お母さん、譲受人に日にお会いし、申請内容について問題ないとのことでした。今回の移転による農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様の審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

十文字委員 引き続き小田川地区の十文字です。

今回の申請について、2月22日、小泉委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人にもお会いし、内容について問題ないとのことでした。今回の移転による農地への影響については、特に問題ないと思われます。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

農地法第3条その8からその12までは関連性があるため、一括審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

緑川委員 関辺・旗宿地区担当の緑川です。

今回の件に関しまして、2月16日昼過ぎ、熊崎委員とともに申請人3名と共に現地を確認してまいりました。今回の件につきましては、筆数が19筆と、そして、田んぼは6筆ほどあ

るんですけれども、小さくて、田んぼは現在作られていなくて、農地としても保全管理という土地でございました。今回の件に関しまして、3者によりお互いの所有権を移転して、農地を整理したいという申出の下でございました。将来的にどういう形になるんですかという問いかけには、今のところ、何の予定もないということでした。よって、調査項目に対して何ら障害がないことを確認してまいりましたので、審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8から12について原案のとおり決定します。

---

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

9ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年2月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、10ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当の推進委員の高橋です。

今回の申請について、去る2月19日に早津委員と現地調査を行いました。申請人の代表、

と行政書士にお会いし、申請内容について確認しました。申請内容について間違いなかったことでした。申請地は駐車場として利用するというので、隣はホテルとアパートで、今回の転用によって、道路の反対側にも家があるのですけれども、この影響については特に問題ないと思われまます。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

15ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年2月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、16ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当推進委員の高橋です。

今回の申請について、去る2月18日、早津委員と現地調査を行いました。譲渡人と代理人の行政書士、譲受人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について

て間違いないとのこと。申請地のみが農地で周辺は宅地のために、今回の転用で農地への影響については特に問題ないと思われ。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、21ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、市街地近傍小集団農地の要件を満たしてあり、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われ。審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当の鈴木です。

2月24日、橋本委員と被設定人、設定人については高齢にて、書類において確認をいたしました。申請内容に問題ないということ。この申請地周辺は皆整備してあるので、転用に関しては問題ないと思われ。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないよう。その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、26ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われ。審議のほどよろしくお願ひいた

します。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 16番の秋元でございます。

この件につきまして、2月16日、大戸推進委員とともに現地調査をしてきました。当日は設定人と被設定人からは担当者4名ほどが参加しまして、話を聞くことができました。内容等におきましては申請どおりという確認が取れましたので、何ら問題ないかとは思われますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、31ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設近距離区域内農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る2月22日に樋口委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人に来ていただき、申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響について特に問題はないと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、36ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、公共施設近距離区域内農地の要件を満たしており、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 担当委員の意見を求めます。

十文字委員 小田川地区担当の十文字でございます。

今回の申請について、去る2月22日に小泉委員と現地調査を行いました。また、設定人と被設定人にもお会いし、申請内容について問題ないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様の審議よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、41ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当の高橋です。

今回の申請について、去る2月19日に早津委員と現地調査を行いました。設定人と被設定人にお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないとのことでした。周辺地域は宅地で、排水に関しては問題なく、今後申請地と分断される設定人

の農地は耕作せず売却するとのことで、今回の転用による農地への影響については特に問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、46ページをご覧ください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

転用許可の基準といたしましては、第1種農地の規定、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の推進委員の鈴木です。

今回の申請につきましては、先週18日、齋藤委員、設定人、被設定人の代理者、4人で現地に立会いたしまして、申請内容について双方に確認いたしました。申請内容については、そのとおりという回答を得ています。なお、現場は住宅地並びに工事現場ということで、周辺に農地はありませんので、何ら問題ないと思われますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたか、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

51ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和2年2月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、15番、塩田一也委員、18番、北野唯道委員の退席を命じます。

（塩田一也委員 北野唯道委員 退席）

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第31号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第31号について原案のとおり承認いたします。

塩田委員、北野委員の入場を認めます。

（塩田一也委員 北野唯道委員 入場）

---

#### ◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 では、なければ、事務局からお願いします。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、農業委員会活動記録簿についてお願いがありますので、この場をお借りしましてお伝えします。

昨年10月の総会において、農業委員会活動記録簿第3四半期に係る活動について、担い手への農地集積・集約化の推進活動の出し手・受け手の利用調整など、遊休農地の発生・解消活動の農地パトロール等の活動で、委員個人の活動が年間で、それぞれ月1回以上で3か月を達成目標として活動していただきますよう、お願いさせていただきました。その際にもお

伝えましたとおり、これは年間報酬に加算できる報酬額の財源である農地利用最適化交付金に示された活動に関連しております。

来月の総会におきましては、活動記録簿第4四半期の提出依頼を予定しておりますので、1月から3月末までの第4四半期の活動について記載漏れがないようにするとともに、先程、お伝えしました活動が延べ3回に満たない方は、春先の農繁期に併せて、来月3月中の活動についてご尽力いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 そのほかに。

事務局長 事務局から連絡事項を申し上げます。

新型コロナウイルスに関しまして、国内での感染者数の増加に伴い、本市全体での情報共有及び今後の感染拡大の抑制等の対策を検討するため、去る2月17日に市長を本部長とする白河市新型コロナウイルス感染症関連対策本部が設置されており、以降複数回の会議が開催されております。

委員各位には、本来であれば、人混みの多いところをなるべく避け、外出を控えるなどの感染予防対策にご注意いただきたいところがございますが、委員活動は、数多くの農業者の方々やお宅の訪問など不特定の多数の方々と接触される機会が数多くございます。したがって、日常的に手洗いやマスクの着用、アルコール消毒液による消毒など、感染予防を徹底されまして活動されますようお願いを申し上げます。なお、チラシをお配りしておりますので、ご参考いただければと存じます。

次に、農業新聞の購読につきまして、本総会前に再度ご通知申し上げ、お願い申し上げたところがございます。総会受付時に申込みいただきました委員さんもいらっしゃいますが、事務局では随時申込みを受付しておりますので、この機会にぜひご購読いただけますよう、ご検討をお願いいたします。

次は、2月12日に開催されました西白河地方農業委員会研修会に、何かとお忙しい中、ご参加いただきました委員さんには、改めて御礼申し上げます。心より感謝申し上げますとともに、今後の委員活動にご参考いただければと存じます。

次は、農業委員会親睦会役員会のご案内になります。来月の総会前に親睦会役員会の開催を予定しております。該当される地区代表委員さんには改めて別途ご案内申し上げますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

最後になります。

次回総会は3月27日金曜日午後2時30分より、こちらサンフレッシュ白河での開催となります。総会前に、先程ご連絡のとおり、親睦会役員会の開催を予定しておりますので、30分繰り下げての開催となります。

連絡事項は以上でございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉 会

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、令和2年第2回白河市農業委員会総会を閉会します。

皆さん、ありがとうございました。

(午後 3時10分)